

「指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護」小規模ホームまつみ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(柏崎市・指定第1590500201号)

当事業所は、契約者に対して、小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援又は要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 個人情報の取り扱い (契約書第11条)	8
6. 苦情の受付について (契約書第22条)	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 柏崎刈羽福祉事業協会
- (2) 法人所在地 柏崎市大字畔屋194番地1
- (3) 電話番号 0257(24)4100 FAX(24)4102
- (4) 代表者氏名 理事長 政 金 克 芳
- (5) 設立年月日 昭和34年7月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
[柏崎市・指定第1590500201号]
*事業形態:「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」
「(介護予防)認知症対応型共同生活介護(併設型)」
- (2) 事業所の目的 介護保険法で指定された(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所として、高齢者福祉の増進に寄与する事業所運営を行います。
- (3) 事業所の名称 小規模ホームまつみ
- (4) 建物の構造 木造平屋建
敷地面積 2,693.17㎡
- (5) 建物の延べ床面積
1階 883.53㎡
- (6) 小規模多機能型居宅介護
食堂、居間 64.59㎡
入浴(一般浴室、機械浴室、脱衣室) 42.64㎡
交流スペース 22.77㎡
- (7) 事業所の所在地 945-0041 新潟県柏崎市松美1丁目5番10号
- (8) 電話番号 0257(41)6408(代) FAX(41)6403
- (9) 事業所長(管理者)氏名 : 遠藤和哉
- (10) 事業所の周辺環境
柏崎市内を横断する国道8号線より至近にあって、閑静な住宅街に位置しています。小学校と保

育園、コミセン、医院、スーパー等が近接し、機能性のある地域となっています。市内でも有数の地域活動が活発な町内であり、諸活動をとおして地域との関係性が保てる地域密着型サービスを提供するにふさわしい地域環境に立地しています。

(11) 事業所の目的

指定（介護予防）小規模多機能居宅介護事業所は、介護保険法令に従い、契約者が住みなれた地域で生活するために、自宅で可能な限り暮らし続けられるよう支援することを目的として、契約者に、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供いたします。

(12) 当事業所の運営方針

事業所は、契約者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流を図りつつ、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを行うように努めるものとします。

事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者又は居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを行う者との密接な連携に努めるものとします。

(13) 開設年月日 平成27年3月1日

(14) 通常の事業の実施地域：柏崎市内

(15) 営業日及び営業時間（介護予防小規模多機能型居宅介護事業を含む）

営業日	365日（年中無休）	※ 緊急時及び必要時においては、営業時間にかかわらず、通い、宿泊サービスを柔軟に提供します。
営業時間（訪問サービス）	24時間	
同（通いサービス）	9時～16時	
同（宿泊サービス）	16時～翌9時	
登録定員	29人	※ 左記の利用定員を超過する場合は、サービスの提供ができない場合があります。
利用定員（通いサービス）	18人	
同（宿泊サービス）	9人	

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	業務内容	配置基準	配置状況
1. 管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理を行います。	1人	1人

2. 介護職員	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の利用者に対し1名の介護職員及び訪問サービスを行う介護職員2名を配置しています。	7人以上	9人
3. 看護職員	主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。	1人以上	1人
4. 介護支援専門員	契約者のサービス計画（ケアプラン）を作成します。	1人以上	1人

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	<p>勤務時間： 7：00～16：00 8：00～17：00 8：30～17：30 10：00～19：00 11：00～20：00 13：30～22：30 22：30～ 7：30</p> <p>※契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言を行います。 ・日中は契約者15名に対して4名、夜間は1名の介護職員を配置しています。</p>
2. 看護職員	<p>勤務時間： 8：30～17：30</p> <p>※主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 ・原則として1名の看護職員を配置しています。</p>
3. 介護支援専門員	<p>勤務時間： 8：30～17：30</p> <p>※契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための介護計画の作成を行います。 ・原則として1名の職員を配置しています。</p>

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- | |
|--|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
・介護保険の給付の対象となるサービス</p> <p>(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合
・介護保険の給付対象とならないサービス</p> |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、利用料金の9割又は8割が介護保険から給付され、契約者の自己負担は費用全体の1割又は2割の金額となります。以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

◎通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事（但し、別途自己負担となります。）

- ・当事業所では、法人内管理栄養士からの助言により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、状態により介助をいたします。
- ・調理場で契約者が料理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴・清拭

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介護を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・契約者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤健康管理

- ・血圧測定等契約者の全身状態の把握を行います。
- ・看護職員が契約者の健康管理を行います。

⑥送迎サービス

- ・契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

◎訪問サービス

- ・契約者の自宅にお伺いし、食事や入浴・清拭、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 契約者若しくはその家族等からの金銭または物品の授受
- ③ 飲酒及び契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

◎宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(食事時間) 夕食 18:00～19:00 朝食 7:30～8:30

〈サービス利用料金（1月あたり）〉（契約書第7条）

◎通い、訪問及び宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1カ月単位の費用額。

利用料金は1カ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、契約者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額1割又は2割）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、契約者の要支援及び要介護度に応じて異なります。）

(単位:円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	34,500	69,720	104,580	153,700	223,590	246,770	272,090
2. うち、介護保険から給付される金額（9割）	31,050	62,748	94,122	138,330	201,231	222,093	244,881
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）（1割）	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
4. うち、介護保険から給付される金額（8割）	27,600	55,776	83,664	122,960	178,872	197,416	217,672
5. サービス利用に係る自己負担額（1-4）（2割）	6,900	13,944	20,916	30,740	44,718	49,354	54,418
6. うち、介護保険から給付される金額（7割）	24,150	48,804	73,206	107,590	156,513	172,739	190,463
7. サービス利用に係る自己負担額（1-6）（3割）	10,350	20,916	31,374	46,110	67,077	74,031	81,627

☆月毎の包括料金です。契約者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合でも、日割りでの割引及び増額は致しません。

☆入院等で1カ月間（月の初日から末日まで）利用日がなかった場合は、利用料金はいただきません。

☆月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

登録日…契約締結日ではなくサービスを開始した日

☆契約者が要支援又は要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、保険給付の申請をおこなうための「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日まで1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額が上乗せされます。

〈加算〉全ての契約者

加算の種類	加算の内容	加算額（単位：円）
サービス提供体制強化加算（I）	研修計画の作成、実施、情報の伝達、技術指導等必要な会議の開催等の要件が満たされている場合であり、且つ、従業員の総数に対して以下のいずれかに該当している場合 ①介護福祉士が70%以上 ③勤続年数10年以上の者が25%以上	1月につき7,500円 (1割 自己負担750円) (2割 自己負担1,500円) (3割 自己負担2,250円)
介護職員等処遇改善加算V（10）	介護職員の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供の継続を目的とした加算	所定の単位数の7.1%を加算
総合マネジメント体制強化加算	利用者の状況変化に応じ、介護支援専門員や看護師等がケアプランを見直していることや利用者が地域の行事や活動に参加できるように支援をしている場合	1月につき12,000円 (1割 自己負担1,200円) (2割 自己負担2,400円) (3割 自己負担3,600円)
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直す（3か月に1回）など、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	1月につき400円 (1割 自己負担40円) (2割 自己負担80円) (3割 自己負担120円)
訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上である場合	1月につき10,000円 (1割 自己負担1,000円) (2割 自己負担2,000円) (3割 自己負担3,000円)

〈加算〉契約者が該当の場合

加算の種類	加算の内容	加算額（単位：円）
初期加算	事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定	1日につき300円 (1割 自己負担30円) (2割 自己負担60円) (3割 自己負担90円)
認知症加算（Ⅲ）	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）である場合	1月につき7,600円 (1割 自己負担760円) (2割 自己負担1,520円) (3割 自己負担2,280円)
認知症加算（Ⅳ）	要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅱ）である場合	1月につき4,600円 (1割 自己負担460円) (2割 自己負担920円) (3割 自己負担1,380円)

☆初期加算は30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
単位数は1単位10円となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条）

以下のサービスについては、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

◎食事の提供（食事代）

契約者に提供する食事に要する費用。

料金：朝食 350円 昼食 550円 夕食 480円 間食 100円 計1,480円

◎宿泊に要する費用

契約者に提供する宿泊に要する費用。

料金：1泊につき 2,500円

◎おむつ等

料金：おむつ代及びパット代は、実費をいただきます。

◎レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

◎複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき 10円

◎日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものに掛かる費用を負担いただきます。

◎中圏域（比角・田尻・北鯖石地区）以外の利用者に対する送迎費及び交通費

料金：事業所から片道10km未満 片道300円

事業所から片道10km以上 片道500円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

変更する場合には、変更を行う2月前までにご説明します。

◎その他

時間外の送迎については、家族送迎を基本とします。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条）

利用料金・費用は、1月ごとに計算し、請求しますので、翌々月4日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし（リコーリース株式会社：集金代行サービス）
ご利用できる金融機関：全ての金融機関 |
| イ. 下記指定口座への振り込み
柏崎信用金庫東支店 普通預金・口座番号22151
口座名義：社会福祉法人柏崎刈羽福祉事業協会 理事長 政 金 克 芳 |

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条）

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の追加又は変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合： 無 料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日お伺いした場合 食費 昼食550円、夕食480円（自己負担相当額）
--

（5）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、契約者に交付します。

5. 事故発生又は再発防止の対応（契約書第10条）

事業者は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又は再発を防止するために必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族及び市等に事故の発生の連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ①事業者は、契約者の生活全般を管理していることから、利用中の事故について家族に対し誠意をもって管理上の謝罪及び事故発生状況と経過説明をいたします。
- ②事業者は、事故が発生した場合はその原因を究明し、再発を防ぐための方策を講じます。
- ③事業者は、契約者に対するサービスの提供により発生した事故等により契約者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合等、賠償すべき事態において速やかに損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

6. 感染症及び食中毒の対応（契約書第10条）

事業者は、施設内において感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うとともに感染症及び食中毒の予防又は蔓延のための必要な措置を講じます。

- ①事業者は、感染症又は食中毒が疑われる際に速やかな対応を行うための体制を整備し、地域の医療機関と連携、有症者の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて市及び保健所の指示を求める等により、蔓延防止に努めます。
- ②事業者は、感染症又は食中毒の発生が疑われる場合は、その原因を究明し再発を防止する方策を講じます。

7. 個人情報の取り扱い（契約書第11条）

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規程に基づき別紙利用目的概要書に掲げる目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払います。

8. 苦情の受付について（契約書第22条）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 電話番号：41-6408 FAX番号：41-6403

〔苦情受付担当者〕 まつみ・生活相談係長（春川幸博）

〔苦情解決責任者〕 // ・管理者（遠藤和哉）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックス（ご意見箱）を「交流スペース」に設置しています。

（2）法人第三者委員における苦情の受付

当事業所並びに法人施設における苦情やご相談は以下の第三者委員も受け付けています。

○ 苦情受付

〔法人第三者委員〕

宮田 知津子 （宮田知津子司法書士事務所） 24-5522

小野塚 正之 （法人監事） 24-0469

砂塚 一美 （保健師） 23-3159

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(3) 行政機関その他苦情受付機関

柏崎市福祉保健部 介護高齢課	所在地：〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 電話番号：21-2228 FAX：21-4700 受付時間：8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護保険係）	所在地：〒950-8560 新潟市新光町4-1（県自治会館内） 電話番号：025-285-3072 FAX：025-285-3074 受付時間：9時～16時
新潟県福祉サービス運営適 正化委員会	所在地：〒950-0994 新潟市上所2-2-2（ユニゾンプラザ内） 電話番号：025-281-5534 FAX：025-281-5535 受付時間：9時～16時

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望及び助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、柏崎市職員、柏崎市中地域包括支援センター職員及び小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望及び助言等について記録を作成

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として、又緊急時の協力施設として連携体制を整備しています。

医療を必要とする場合には、契約者の希望により、下記医療機関において診察・診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・治療を義務付けるものでもありません。）

【協力医療機関、施設】

木村内科循環器科医院	所在地 柏崎市松美1丁目1番35号 TEL 0257-22-1220
特別養護老人ホームむつみ荘	所在地 柏崎市大字畔屋392番地1 TEL 0257-21-1300
特別養護老人ホームしおかぜ荘	所在地 柏崎市北園町21番19号 TEL 0257-24-4170
特別養護老人ホーム なごみ荘	所在地 柏崎市原町4番23号 TEL 0257-24-4300

1 1. 非常災害時の対応

非常災害、火災時には別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回以上、契約者の参加のもとで実施します。避難訓練実施時には地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 2. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。
- 所持金は、自己の責任で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護サービス事業所（仮称）小規模ホームまつみ

説明者・職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

住所

契約者（利用者）又は代理人

氏名

印

附 則

この重要事項説明書は平成27年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和1年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年6月24日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年9月1日から適用する。